

仕様書

1. 委 託 名 廃蛍光管等処理委託
2. 目 的 伊勢広域環境組合清掃工場に搬入された水銀使用製品廃棄物（一般廃棄物）のうち、極東開発工業株式会社製の廃蛍光管破砕機「G Z 2 1 - 1 0」で破砕された蛍光管等（ランプ類）（以下「廃蛍光管等」という。）のリサイクル又は最終処分。
3. 対 象 品 目 廃蛍光管等
4. 荷 姿 オープントップドラム缶
5. 委託予定量 30 t
予定量については、搬入状況等により変動があるため保証するものではない。
6. 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
7. 委託場所 伊勢市西豊浜町 653 番地 清掃工場
(引渡し場所)
8. 見積価格 1 t 当りの処理費、運搬費の見積価格とする。

9. 委託内容

受託者は、自ら廃蛍光管等の収集運搬及び処理を安全に且つ、適正に履行するものとし、次の事項を遵守することとする。

(1) 運搬

- ① 受託者は、自ら廃蛍光管等を委託者の保管場所において運搬車両に積み込み、受託者の施設まで運搬するものとする。(積み込み時に、受託者は伊勢広域環境組合所有のフォークリフトを使用することができる。)
- ② 運搬時に廃蛍光管等が破損し、水銀が飛散・流出しないよう留意すること。
- ③ 廃蛍光管等がその他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬すること。

(2) 積替え時の保管

- ① 積替え時に保管をする場合は、作業時に破損が生じないよう十分な処置を講じること。
- ② 保管場所は、雨水の侵入を防止するような処置を講じること。
- ③ その他の廃棄物と混合しないよう、区分して保管すること。

(3) 中間処理（選別・破砕等）

- ① 分別回収した廃蛍光管等の焼却処理は行わないこと。
- ② 選別・破砕等を行う際には、水銀が環境中に飛散及び流出することがないように適正に処理すること。

- ③ 破碎を行う処理施設は下記の全てを満足する構造となっていること。
 - ・ 建屋等で外気と遮断できる構造。
 - ・ 集じん機が設置されている。
 - ・ 揮発した水銀を吸収・吸着して確実に処理できる機能を有する設備が設けられている。
- ④ 破碎作業にあたっては、防護マスク着用を義務付ける等、作業従事者の健康保護を適切に行っていること。
- ⑤ 労働安全衛生法第65条及び第65条の2に基づき、適切な作業環境を構築していること。
- ⑥ 処理工程で発生する活性炭フィルター等についても、適正な処理が行われること。

(4) 最終処分又はリサイクル

- ① リサイクルを行う場合は、水銀以外の物質についても可能な限りリサイクルすること。
- ② 水銀回収を行う際には、水銀が環境中に飛散及び流出することがないように適正に処理すること。
- ③ 水銀回収を行う施設は下記の全てを満足する構造となっていること。
 - ・ 建屋等で外気と遮断できる構造。
 - ・ 集じん機が設置されている。
 - ・ 揮発した水銀を吸着し確実に処理できる機能を有する設備が設けられている。
- ④ 水銀回収を行う際には、以下のいずれかの方法により、水銀を回収すること。
 - ・ 焙焼設備を用いて焙焼するとともに、焙焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
 - ・ 廃蛍光管等から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な処置が講じられている方法
- ⑤ 水銀回収を行う際には、処理工程で発生する活性炭フィルター等についても、適正な処理が行われること。
- ⑥ 水銀回収を行う際には、必要に応じて毒物及び劇物取締法第7条に示される毒物劇物取扱責任者を設置していること。
- ⑦ 埋立処分等を行う場合は、水銀が環境中に飛散及び流出することがないように適正に処理すること。
- ⑧ 埋立処分を行う場合には、必要に応じ、不溶化等の処理を行うこと。
- ⑨ 埋立処分を行う場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び最終処分基準省令に定められる基準を遵守すること。
- ⑩ 受託者は、水銀等の処理に関して、適正に処理していることを示す書類を提出すること。

10. 委託基準

受託者が下記に定める基準に適合しなくなった場合は、委託者は当該委託契約を解除す

ることができるものとする。

- ① 受託者は受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- ② 受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- ③ 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。
- ④ 受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な以下の処置を講ずることができる者であること。
 - ・ 引き続く特別管理一般廃棄物の飛散、流出又は地下浸透の防止のための措置
 - ・ 飛散又は流出した特別管理一般廃棄物の除去のための措置
 - ・ その他人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための応急の措置
- ⑤ 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

11. その他

- ① 受託者は、常に最大の注意をもって、受託業務の履行にあたるものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等これに係る諸法令を遵守するものとする。
- ② 検収数量は、受託者の計量の数量とする。(保管容器の重量を除く)
- ③ 受託業務完了後、受託者は処理量を明記した処理実績報告書を作成し委託者へ提出すること。
- ④ 委託料は月払いとし、1ヶ月分の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- ⑤ この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。